

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(収入に関する報告)</p> <p>第13条 使用者は、規則で定めるところにより、毎年度、収入に関する報告を行わなければならない。<u>ただし、使用者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第8条各号に掲げる者に限る。）が当該報告を行うことが困難な事情にあると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>[同左]</p> <p>第13条 使用者は、規則で定めるところにより、毎年度、収入に関する報告を行わなければならない。</p>
<p>(使用料の額の決定等)</p> <p>第14条 区長は、前条の報告（<u>同条ただし書の場合においては、省令第9条で定める方法により収入を把握した場合を含む。</u>）その他の資料に基づき、使用者の翌年度の使用料の額を決定し、当該使用者に通知する。</p>	<p>[同左]</p> <p>第14条 区長は、前条の報告その他の資料に基づき、使用者の翌年度の使用料の額を決定し、当該使用者に通知する。</p>

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。